川崎市民間保育施設指導員設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、認可保育所、認可外保育施設等の民間保育施設に対して運営指導等を行い、施設を利用する児童の福祉の向上を図るために、川崎市民間保育施設指導員（以下「指導員」という。）を設置し、その勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第２条　指導員の身分は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に規定する特別職に属する非常勤嘱託員とする。

（職務）

第３条　指導員の遂行すべき職務は、次のとおりとする。

(1)　認可保育所に対する運営指導に関すること。

(2)　認可外保育施設等の設置に際しての相談指導に関すること。

(3)　既存認可外保育施設等の現状把握とその重要事項の公表、巡回指導に関すること。

(4)　認可外保育施設に対する認可保育所・小規模保育への移行に向けた助言・指導。

（設置）

第４条　指導員は、市民・こども局こども本部子育て推進部保育課（以下「保育課」という。）に設置する。

（職の名称及び定数）

第５条　職の名称及び定数は、別表第１のとおりとする。

（任用要件）

第６条　指導員は、次の要件に該当する者とする。

（1）　児童福祉に対する理解と熱意があり、人格、見識ともに優れている者

（2）　保育事業に対する必要な知識、技能及び経験を有する者

（3）　心身ともに健康である者

（任用）

第７条　指導員は、前条の任用要件に該当する者のうちから、市民・こども局こども本部子育て推進部長が選考の上、市長が任命する。

２　任用期間は、原則として１年以内とする。

（任用の更新）
第８条　市長は、その任用期間を４回に限り更新することができる。
２　特に市長が必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず再度任用することができる。

（任用条件の明示）
第９条　指導員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示するものとする。

（退職）
第１０条　指導員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。
（1）　任用期間が満了した日
（2）　退職を願い出て承認があった日
（3）　死亡したとき。

（解職）
第１１条　指導員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。
（1）　勤務成績が良くないとき。
（2）　心身の故障のため、その業務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
（3）　その他その職に必要な適格性を欠くとき。

（勤務日及び勤務時間等）
第１２条　指導員の勤務日、勤務時間、休憩時間及び休日は、次のとおりとする。
（1）　勤務を要する日は、原則として月曜から金曜までの週５日とする。
（2）　勤務時間は、原則として午前９時１５分から午後４時までとする。ただし、業務の都合により１日の勤務時間数を超えない範囲で勤務時間を変更することができる。
（3）　休憩時間は、正午から午後１時までとする。
（4）　休日は、正規職員の例による。

（年次有給休暇）
第１３条　指導員に対して、別表第２に掲げる区分に応じた年次有給休暇を原則として１日、半日又は１時間を単位に付与することができる。１時間単位の年次有給休暇は、前条で定める１日の勤務時間数をもって１日の年次有給休暇とする。ただし、４月１日から翌年３月３１日までの期間（以下「会計年度」という。）の中途で任用された指導員については、その会計年度における任用期間に応じて別表第３に規定する日数を付与することができる。
２　第８条の規定に基づき、任用が更新された場合において、前年度（直近１年度に限る。）

に付与した年次有給休暇の日数のうち使用しなかった日数がある場合は、当該年度に限り繰り越すことができる。

（特別休暇）

第１４条　指導員に対して、川崎市非常勤嘱託員に関する要領（４川総雇第７４号）又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱（４川総雇第７３号）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（育児休業）

第１５条　指導員は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより育児休業をすることができる。

（部分休業）

第１６条　市長は、指導員が請求した場合において、川崎市非常勤嘱託員に関する要領又は川崎市退職職員に係る非常勤嘱託員取扱要綱に定めるところにより部分休業を承認することができる。

（報酬）

第１７条　指導員には、第１種報酬及び第２種報酬を支給する。

２　第１種報酬の額は、月額１７０，０００円とする。

３　第２種報酬の額は、川崎市非常勤嘱託員に関する要領第１５条第３項及び第４項に定めるところによる。

４　前各項に規定する第１種報酬及び第２種報酬の支給方法は、総務局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

（月の中途任用又は退職の場合の第１種報酬）

第１８条　指導員が月の中途において任用された場合の当該月の第１種報酬の額は、当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に１日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第２０条第１項に定める勤務１時間当たりの第１種報酬額を乗じて得た額を前条第２項の第１種報酬月額から減額する。

２　指導員が月の中途において退職した場合の当該月の第１種報酬の額は、退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に１日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に第２０条第１項に定める勤務１時間当たりの第１種報酬額を乗じて得た額を前条第２項の第１種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職のときは、全額支給するものとする。

（第１種報酬の減額）

第１９条　指導員が､勤務日に勤務しないときは､有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない１時間につき、次条第１項に定める勤務１時間当たりの第１種報酬額を減額して、第１種報酬を支給する。

２　前項の場合において、勤務しない時間数に３０分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、３０分以上１時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

（勤務１時間当たりの第１種報酬額）

第２０条　指導員の勤務１時間当たりの第１種報酬額は、別に定めるもののほか、第１種報酬月額に１２を乗じて得た額をその者の１週間の勤務時間数に５２を乗じて得た数で除して得た額とする。

２　前項の場合において第１種報酬額に５０銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、５０銭以上１円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

（費用弁償）

第２１条　指導員がその職務のため出張するときは、条例第５条第２項及び第３項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例(昭和２２年川崎市条例第２１号)別表の４等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則(昭和３７年川崎市規則第５０号)の規定による旅費を費用弁償として支給する。

２　前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

（服務）

第２２条　保育課長は、指導員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿により、把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう指揮監督しなければならない。

２　市民・こども局こども本部子育て推進部長は、指導員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又は、これに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

（公務災害等の補償）

第２３条　指導員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年川崎市条例第３５号）に定めるところによる。

２　指導員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第１種報酬及び第２種報酬は支給しない。

（社会保険）

第２４条　指導員に対する社会保険の適用については、健康保険法（大正１１年法律第７０号）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の定めるところによる。

（健康診断）

第２５条　指導員には、正規職員に準じて健康診断を実施する。

（定めのない事項）

第２６条　この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）その他関係法令の定めるところによる。

（委任）

第２７条　この要綱の施行について必要な事項は、その都度市民・こども局こども本部長が定める。

附　則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則

第８条第１項の規定にかかわらず、川崎市職員の定年等に関する条例（昭和５９年川崎市条例３８号）の適用を受ける職員で、平成４年度以降定年に達したことにより退職した者又は勧奨を受けて退職した者にあっては、当分の間任用期間を２回に限り更新することができる。

附　則

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。ただし、第１４条中裁判員に関する部分は平成２１年５月２１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２２年６月３０日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日前に使用された改正前の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇の取扱いについては、改正後の要綱の規定による子の看護を事由とする特別休暇として使用したものとみなす。

附　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

職の名称	定数（人）
川崎市民間保育施設指導員	9

別表第２（第１３条関係）

１週間の勤務日数	勤務年数ごとの休暇日数				
	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目
５日	１０日	１１日	１２日	１４日	１６日

別表第３（第１３条関係）

１週間の勤務日数	任用期間（１箇月に満たない日数があるときは、これを切り捨てるものとする。）ごとの休暇日数						
	１箇月	２箇月	３箇月	４箇月	５箇月	６箇月	６箇月を超える期間
５日	１日	２日	２日	３日	４日	５日	１０日